事業保険用

養老保険

無配当

福利厚生プラン

保険に愛という本質を。

2022.10改訂

Gibraltar
ジブラルタ生命

会社を守る―福利厚生の更なる充実 と、急な資金ニーズにも対応した保険です。

福利厚生プランのご契約形態

- 契約者……法人
- 被保険者……役員・従業員全員*
- 死亡保険金受取人…被保険者の遺族
- 満期保険金受取人…法人

*普遍的加入が必要です。(詳細は5ページ参照)

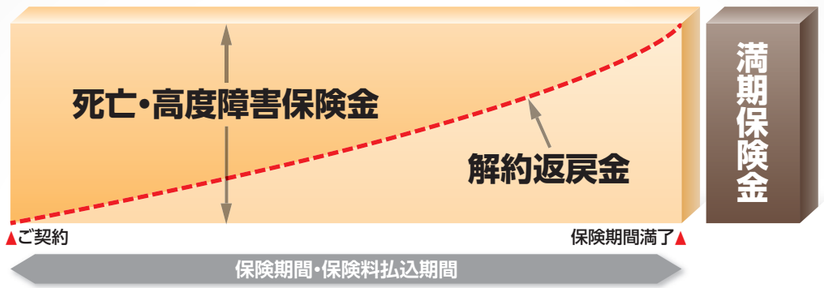

※契約年齢、保険期間、性別等によっては、死亡・高度障害保険金または満期保険金の額は、お払込みいただいた保険料の合計額を下回ることがあります。

保険金等の流れ

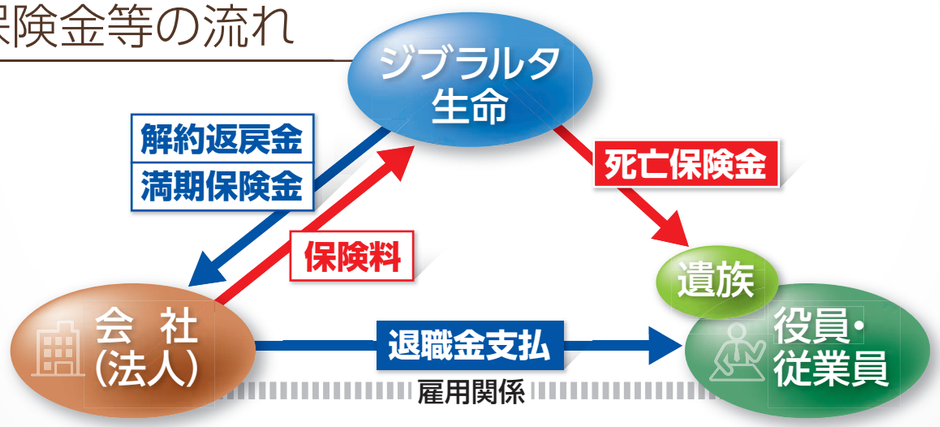

必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や“保険金をお支払いできない場合”などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

福利厚生プラン導入の目的

役員・従業員に万一のことがあったときのために!

業務上、業務外を問わず、
死亡保障をご準備いただけます。
役員・従業員の福利厚生制度の充実に繋がります。

会社にもしものことがあったときのために!

会社の急な資金ニーズに対応します。
急に資金が必要になった場合、
ジブラルタ生命所定の要件を満たせば、
契約者貸付制度をご利用いただけます。

福利厚生プランを導入すると…

① 死亡退職金・弔慰金の計画的な財源確保

役員・従業員に万一のことがあった場合は、
死亡・高度障害保険金が役員・従業員の遺族に支払われますので、
死亡退職金・弔慰金の財源として活用できます。

② 退職金(勇退時)の計画的な財源確保

保険期間満了時には満期保険金が法人に支払われますので、
役員・従業員の退職金の原資として、計画的に積み立てることができます。

③ 保険料の$\frac{1}{2}$は損金算入

この保険には節税効果はありません。
詳細については、6ページをご確認ください。

一定の要件のもとでは、会社が負担する保険料の$\frac{1}{2}$を福利厚生費として損金算入することができます。
(法人税基本通達9-3-4)

※死亡保険金を死亡退職金・弔慰金の財源にする場合、事前に顧問税理士にご相談ください。
※税務処理につきましては2022年9月現在の税制に基づいています。(法人税基本通達9-3-4)。法律改正および制度改正等により税務処理方法が変わる場合があります。

ご契約例

A社様の場合

ご契約例 1

- 契　約　者……法人
- 被保険者数……合計9名（ご契約当初の合計人数）
- 死亡・高度障害保険金額 満期保険金額……500万円（全員一律）
- 保険期間……60歳満了（全員一律）
- 年払保険料……1,719,610円（ご契約当初の合計保険料）

●社員構成（若年層多（社員数10名程度））

年齢	男性	女性
20歳	2人	1人
30歳	2人	1人
40歳	2人	1人

[上記ご契約例 1 の場合のシミュレーション]

経過年数 年	Ⓐ 払込保険料累計（約 万円）	Ⓑ 解約返戻金（約 万円）	Ⓒ 解約返戻率（Ⓑ÷Ⓐ）(%)*
1	172.0	56.0	32.5
2	344.0	213.9	62.1
3	515.9	373.2	72.3
4	687.9	533.2	77.5
5	859.9	694.8	80.8
10	1,719.7	1,517.7	88.2
15	2,579.5	2,319.5	89.9
20	3,439.3	3,155.7	91.7
25	2,293.7	2,108.3	91.9

B社様の場合

ご契約例 2

- 契　約　者……法人
- 被保険者数……合計45名（ご契約当初の合計人数）
- 死亡・高度障害保険金額 満期保険金額……500万円（全員一律）
- 保険期間……60歳満了（全員一律）
- 年払保険料……17,332,825円（ご契約当初の合計保険料）

●社員構成（中高年層多（社員数50名程度））

年齢	男性	女性
40歳	10人	5人
45歳	10人	5人
50歳	10人	5人

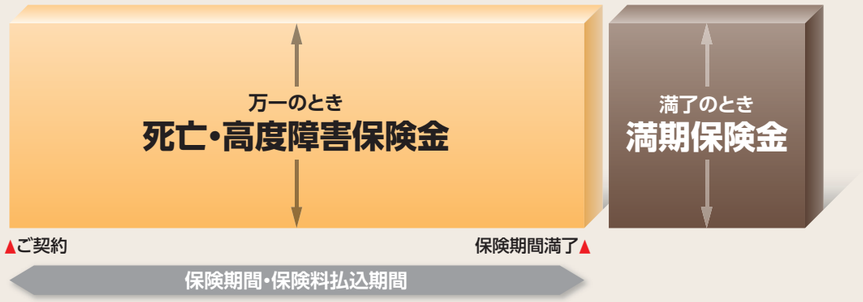

[上記ご契約例 2 の場合のシミュレーション]

経過年数 年	Ⓐ 払込保険料累計（約 万円）	Ⓑ 解約返戻金（約 万円）	Ⓒ 解約返戻率（Ⓑ÷Ⓐ）(%)*
1	1,733.3	1,085.0	62.5
2	3,466.6	2,685.0	77.4
3	5,199.9	4,299.0	82.6
4	6,933.2	5,925.2	85.4
5	8,666.5	7,565.0	87.2
10	17,332.9	15,980.0	92.1
15	14,002.5	12,999.7	92.8
20	8,021.3	7,500.0	93.5

*端数処理の関係で合計値等に差異が生じる場合があります。

- 払込保険料累計・解約返戻金は2022年10月1日現在の保険料率等に基づいて算出しているため、将来変更される可能性があります。
- 払込保険料累計・解約返戻金は、経過年数欄の期間の満了日（契約応当日の前日）における金額を表示しています。なお、お受取時の税務処理は考慮しておりません。
- 経過年数は、契約日から毎年の契約応当日までの年数を表示しています。
- 保険期間の満了した契約については、上記表中から削除して計算しております。

普遍的加入について

ご契約形態

※普遍的加入の具体的要件は法律条文等で明確にはなっていませんが、考え方は次のとおりです。

1 加入対象者

チェックポイント **全社員加入や合理的基準等に則った加入ですか?**

原則として「全員加入」が普遍的加入になると考えられます。
ただし、「年齢○○歳以上」あるいは「勤続○○年以上」などの加入基準で「全員加入」としているケースでも、加入基準にそれを裏付ける客観性が認められる場合は、普遍的加入と認められると考えられます。

普遍的加入と認められないケース
- ◆役員のみあるいは部課長など役職者のみの加入。
- ◆男性のみあるいは女性のみの加入。

2 保険金額

チェックポイント **全社員同額や合理的基準等に則った保険金額ですか?**

原則として、全員同額であれば普遍的加入になると考えられます。
ただし、退職金規定・職種・年齢・勤続年数等の合理的な基準に応じて保険金額に差が設けられている場合でも、その後の勤続年数等の変化に応じた保険金額の増額などのフォローを前提としていれば、普遍的加入と認められると考えられます。

普遍的加入と認められないケース
- ◆保険金額に差が設けられている場合で、その差が極端に大きい場合
  (たとえば、従業員と社長の保険金額の差が著しく大きい場合などですが、金額の差についての基準は明確になっていません。)

3 同族関係者

チェックポイント **加入者の全部または大部分が同族関係者ではないですか?**

上記1・2を満たしていても、加入者の全部または大部分が同族関係者*である場合は、その同族関係者に係る保険料の$\frac{1}{2}$については、福利厚生費ではなく給与となります。

*同族関係者とは、株主等(株式会社の株主、合名・合資・合同会社の社員その他法人の出資者をいう。)とその親族(配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族)等のことをいいます。

経理処理について

留意点
「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。
課税タイミングが変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、**節税効果はありません。**
▶詳しくは別紙「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご覧ください。

普遍的加入の場合
- ●保険料の$\frac{1}{2}$……資産計上
- ●保険料の$\frac{1}{2}$……福利厚生費として損金算入

例 年払保険料として100万円を支払いました。

仕訳例 ※仕訳は年額で処理する場合を表示しています。

借方	貸方
保険料積立金(資産の増加)……50万円	現金または預金(資産の減少)……100万円
福利厚生費*(費用の発生)……50万円	

*「保険料」として処理することもあります。

ご契約後の環境変化に対応し、保障を継続することができます。

契約者貸付
- ●解約返戻金の一定割合を限度として契約者貸付をご利用いただけます。
- ●保障を続けたまま急な資金需要にも対応できます。

自動振替貸付
- ●保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎた場合に、ご契約にジブラルタ生命所定の金額以上の解約返戻金があるときは、ジブラルタ生命が自動的に保険料をお立替えすることができます。
- ●お立替えできる金額は、解約返戻金の範囲内です。

保険金額等の減額
- ●ジブラルタ生命の定める範囲内で保険金額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。
- ●減額後の保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

払済保険(払済養老保険)への変更
- ●保険料のお払込みを中止し、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険期間をそのままにした保険料払込済の養老保険に変更します。
- ●払済保険変更後の保険金額は一般に小さくなります。
- ●各種特約は、所定の要件を満たしたものを除き消滅します。
- ●払済保険金額がジブラルタ生命の定める限度を下回る場合は、お取扱いできません。

※契約内容の変更等を行った際に課税処理が発生することがあります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

法人税基本通達等について

養老保険に係る保険料 （法人税基本通達9−3−4）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、特約が付されているものを含むが、9−3−6に定める定期付養老保険等を含まない。以下9−3−7の2までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第135条（（確定給付企業年金等の掛金等の損金算入））の規定の適用があるものを除く。以下9−3−4において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

⑴死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下9−3−4において同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下9−3−4において同じ。）の受取人が当該法人である場合
その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。

⑵死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合
その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

⑶死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合
その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は⑴により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。
ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。

特約に係る保険料 （法人税基本通達9−3−6の2）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする特約を付した養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、9−3−4、9−3−5又は9−3−5の2の例による。

使用者契約の養老保険に係る経済的利益 （所得税基本通達36−31）

使用者が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含むが、36−31の3に定める定期付養老保険を含まない。以下36−31の5までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第64条《確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い》及び第65条《不適格退職共済契約等に基づく掛金の取扱い》の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）を支払ったことにより当該役員又は使用人が受ける経済的利益（傷害特約等の特約に係る保険料の額に相当する金額を除く。）については、次に揚げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。

⑴死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下36−31の2までにおいて同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下この項において同じ。）の受取人が当該使用者である場合
当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。

⑵死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合
その支払った保険料の額に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

⑶死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該使用者である場合
当該役員又は使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員又は特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は、当該役員又は使用人に対する給与等とする。

㈜1 傷害特約等の特約に係る保険料を使用者が支払ったことにより役員又は使用人が受ける経済的利益については、36−31の4参照

㈜2 上記⑶のただし書については、次によることに留意する。
⑴保険加入の対象とする役員又は使用人について、加入資格の有無、保険金額等に格差が設けられている場合であっても、それが職種、年齢、勤続年数等に応ずる合理的な基準により、普遍的に設けられた格差であると認められるときは、ただし書を適用しない。
⑵役員又は使用人の全部又は大部分が同族関係者である法人については、たとえその役員又は使用人の全部を対象として保険に加入する場合であっても、その同族関係者である役員又は使用人については、ただし書を適用する。

保険契約等に関する権利の評価 （所得税基本通達36−37）

使用者が役員又は使用人に対して生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約（以下「保険契約等」という。）に関する権利を支給した場合には、その支給時において当該保険契約等を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額。以下「支給時解約返戻金の額」という。）により評価する。ただし、次の保険契約等に関する権利を支給した場合には、それぞれ次のとおり評価する。

⑴支給時解約返戻金の額が支給時資産計上額の70%に相当する金額未満である保険契約等に関する権利（法人税基本通達9−3−5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、当該支給時資産計上額により評価する。

⑵復旧することのできる払済保険その他これに類する保険契約等に関する権利（元の契約が法人税基本通達9−3−5の2の取扱いの適用を受けるものに限る。）を支給した場合には、支給時資産計上額に法人税基本通達9−3−7の2の取扱いにより使用者が損金に算入した金額を加算した金額により評価する。

㈜「支給時資産計上額」とは、使用者が支払った保険料の額のうち当該保険契約等に関する権利の支給時の直前において前払部分の保険料として法人税基本通達の取扱いにより資産に計上すべき金額をいい、預け金等で処理した前納保険料の金額、未収の剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額を加算した金額をいう。

当パンフレットに記載している税務処理については、2022年9月現在のものであり、法律改正および制度改正等により処理方法が変わる場合があります。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

ベルマーク運動
ジブラルタ生命はベルマーク運動に協賛しています

ジブラルタ生命保険株式会社
本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
コールセンター 0120-37-2269（ミナ ジブ ロック）（通話料無料）
ジブラルタ生命のホームページ https://www.gib-life.co.jp/

101-0623
UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
Gi-A-2022-025（YK:2025.9.30）
前改2019.9 2022.10.1 30,000 AB